

## Q プリ 広告出稿誓約確認書

甲（掲載店舗名）は、乙（株式会社メディアネットワークサービス以下単に乙とする）が運営するサイト（以下単にサイトと称する）に広告を出稿するにあたって、以下を順守することを誓約します。

### 記

第1条 甲は、営業する内容が風俗営業などの規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号 以下単に風営法とする）及び関連するあらゆる法律を順守することを誓約する。守られなかった場合は、乙は甲との契約の一切を通知せずに解除することができるものとする。

第2条 乙の運営するサイト内での甲が出稿する広告媒体について、掲載規約の順守はもちろん、各種法令を遵守することを誓約する。

第3条 甲が乙に対して提供したあらゆる情報（文言、画像、音声など）についての責任は甲が負い、乙は一切責任を負わず、甲は乙に対し損害賠償請求及びあらゆる請求権を行使しない。

第4条 乙は、乙の判断により甲の出稿する内容を吟味し、掲載を中止することができる。これに対して甲は乙に対して何ら異議を申し立てることはできない。

第5条 広告の掲載後、甲の業種及び運営者情報（運営者、所在地、名称、連絡先など）に変更があった場合に、各都道府県の公安委員会及び関連する行政機関に適切な変更届および変更承認申請を行い、手続きを完了させることを誓約する。手続き完了後は速やかにその写しを乙に提出することを誓約する。

第6条 甲は、反社会勢力（いわゆる暴力団及びこれに関連する団体、そのフロント企業）ではないことを確認し、それとおもわしき言動をしないことを誓約する。

第7条 甲は、甲の運営する業務内容がお客様の性的好奇心に基づいたものである場合は風営法に定める無店舗型性風俗特殊営業もしくは店舗型性風俗特殊営業の届出を完了させる。

第8条 甲は、第7条により無店舗型性風俗および性風俗特殊営業の届出をしたうえで営業する場合、甲及び甲の関連する団体及び個人が運営する店舗、住居などに従事者を派遣しないことを確認する（東京高裁判決平成17年6月30日による）。

第9条 甲は、第7条による無店舗型性風俗の届出をしないで営業する場合、性的好奇心を刺激する内容をわきまえたうえで、該当しない営業をすることを誓約する。

第10条 甲は、第9条に定める性的好奇心を刺激する営業内容とは、直接局部に接触して性的刺激を与えることはもちろん、局部に直接接触しなくても性的好奇心を刺激する営業に該当することがあることを理解することを誓約する。

第11条 甲は、第7条から第10条に関しては、各都道府県の公安委員会の判断の変更により極めて法的に不安定な業務であることを確認し、これによって生じるあらゆる責任は、乙は一切負わず、甲は乙に対してなんら請求することができないことを誓約する。

第12条 甲は、サイト内の求人広告掲載によって応募した女性が違法な性的行為や性的サービスをするのではないことを誓約する。

第13条 甲は、第12条による性的行為や性サービスの有無は、広告掲載後も常に監視管理することを誓約する。虚偽や違法行為が読者からの報告など（SNSや掲示板サイトなどの書き込みも含む）で発覚した場合、乙は即時に掲載を中断することができ、これに甲はなんら異議を申し立てることはできないことを誓約する。

第14条 この誓約確認書は、甲乙間に何らかの法律問題もしくは甲の営業に違法行為及びその疑いがあると乙が判断した場合は当該誓約確認書を当該誓約確認書の責任者の名前とともに公安委員会及び各種法令に該当する公的機関に提出することがあることを確認し、これに同意する。

第15条 本誓約確認書は、甲と乙の基礎的な契約事項を定めるものとする。

第16条 本誓約確認書の準拠法は日本法とし、本誓約確認書に関して万が一甲乙間に紛争が生じた場合の第一審裁判所は東京地方裁判所、もしくは東京簡易裁判所とする。

掲載を希望するお客様情報 \_\_\_\_\_ 以上  
年 月 日

（甲）掲載店舗名 \_\_\_\_\_

届出書番号 \_\_\_\_\_

法人名（及び代表者氏名） \_\_\_\_\_

事務所もしくは店舗所在地 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

代表者様氏名 \_\_\_\_\_ 印

※法人の場合は法人印

個人の場合は届出名義人の印